

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
 - ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
 - 公共測量の実施(十件)……………
 - ………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
 - 公共測量の終了(二件)……………
 - ………(同)……………三
 - 保安林の指定施業要件の変更予定……………
 - ………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
 - 都道の区域変更(二件)……………
 - ………(建設局道路管理部路政課)……………四
 - 都道の区域決定……………
 - ………(同)……………七
 - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………
 - ………(建設局道路管理部監察指導課)……………九
- 公告**
- 東京都功労者表彰……………(総務局統計部調整課)……………二
 - 東京都功労者表彰……………(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)……………二
 - ………(福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課)……………二
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
 - ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………三

告示

●東京都告示第千六百三十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社クロミングライフ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 財前 雄輔
- (三) 主たる事務 文京区白山二丁目二十六番十九号ステ所の所在地 1ジグランド文京白山一〇二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二八九九号
- (五) 免許年月日 平成二十三年四月十五日
- 二 処分年月日 平成二十七年十一月一日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第千六百四十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都土木技術支援・人材育成センター所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(水準測量)

三 測量の区域 三宅村地内

四 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年一月二十九日まで

●東京都告示第千六百四十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域 江戸川区篠崎町一丁目及び篠崎町二丁目各地内

四 測量の期間 平成二十七年十月二十三日から平成二十八年三月十四日まで

●東京都告示第千六百四十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、江東区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 江東区

二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)

三 測量の区域 江東区木場一丁目及び木場二丁目各地内
 四 測量の期間 平成二十七年十月十七日から平成二十八年一月二十八日まで

●東京都告示第千六百四十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区大森西三丁目、大森西五丁目、仲六郷二丁目、仲六郷三丁目及び西糀谷四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月十四日から平成二十八年三月十八日まで

●東京都告示第千六百四十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 豊島区内

四 測量の期間 平成二十七年十月一日から同年十二月二十五日まで

●東京都告示第千六百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月十九日から平成二十八年三月十五日まで

●東京都告示第千六百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区高野台一丁目、高野台二丁目、富士見台三丁目及び富士見台四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月十九日から平成二十八年二月十九日まで

●東京都告示第千六百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(用地測量)
- 三 測量の区域 国分寺市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百四十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点設置)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十月二十日から同年十二月十五日まで

●東京都告示第千六百四十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、多摩市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 多摩市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影及び数値地形図データ作成(地図情報レベル500))
- 三 測量の区域 多摩市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年九月二十八日から平成三十年三月三十一日まで

●東京都告示第千六百五十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、あきる野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量その他)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年六月一日から同年九月八日まで

●東京都告示第千六百五十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺

市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市並木町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年七月十五日から同年九月十日まで

●東京都告示第千六百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
青梅市御岳二丁目四四一番一から三まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市小曾木二丁目六八六番・六九五番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市成木五丁目一三四一番(次の図に示す部分に限る。)、同市成木八丁目二〇番イ一から三まで・九二二番一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡奥多摩町留浦字三澤一七六六番・一七六七番イ(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町海澤字大か一〇五七番一・一〇六七

番・一〇六九番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町海澤字神庭八五〇番三(次の図に示す部分に限る。)、同町海澤字横くね一一三四番から一一三六番まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同町海澤字東平九九番一(次の図に示す部分に限る。)、九九番六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市深沢字南沢三五八番・三五九番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市乙津字上

長岳五九〇番・五九一番・五九三番・五九四番・五九六番イ(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、

同番ハ、同市乙津字西谷九三八番・九三九番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡日の

出町大字平井字宮本三八四三番一(次の図に示す部分に限る。)、三七八五番一、三八三〇番、同町大字平井字谷ノ入三九二一番一(次の図に示す部分に限る。)、三九二〇番、三九二一番三、同郡檜原村字人里六四〇〇番イ・六四一三番イ(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同村字下元郷五二三六番一・五二三七番一・五二九九番から五三〇一番まで・五三〇二番イ(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、同村字樋里八九〇〇番・八九〇二番二・八九一六番・八九一八番(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、八九一七番二、同村字藤原九一四一番・九二四六番一・九二四九番イ・九二五〇番・九二五一番一・九二五四番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、九一四〇番一及び二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百五十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十八日
東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 奥多摩あきる野線

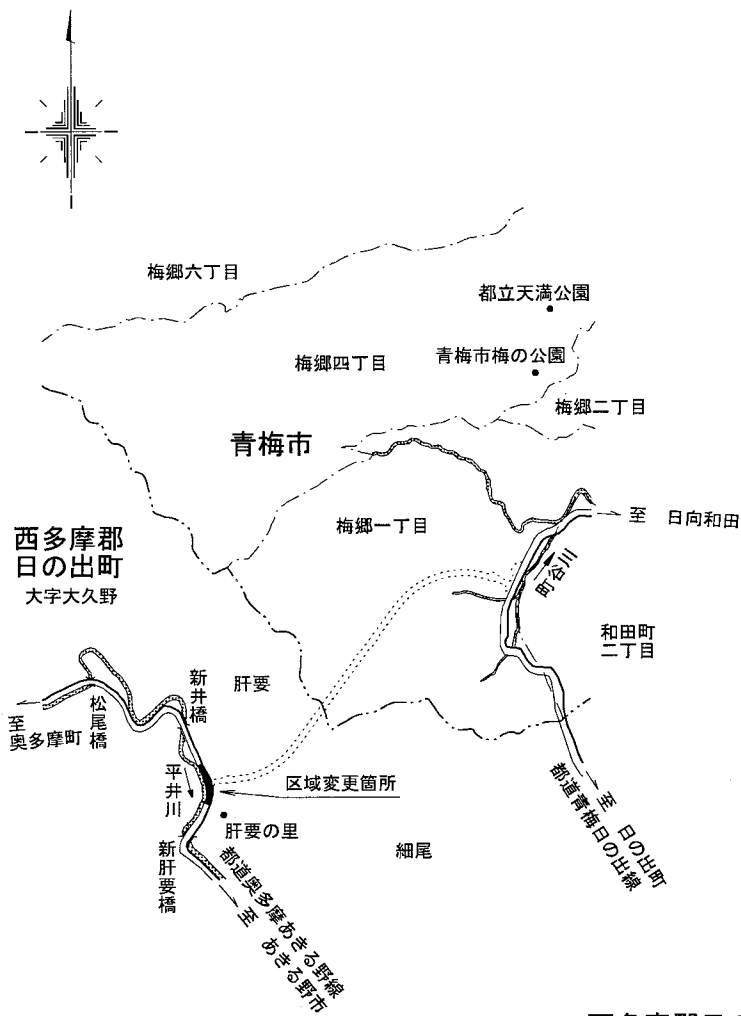
二 変更の区間 西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千三百十五番一地先から同所四千八十九番十八地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

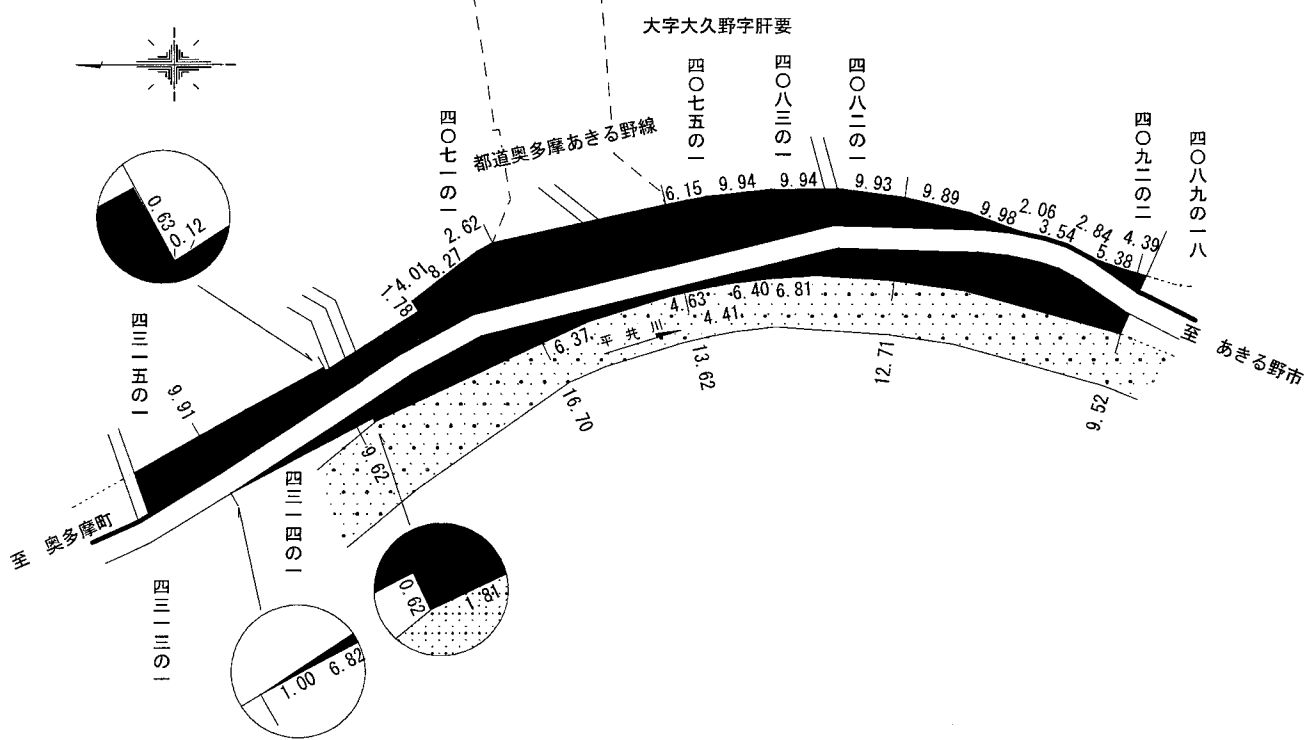
都道奥多摩あきる野線区域変更略図
西多摩郡日の出町大字大久野字肝要地内

都道
 市町道
 編入区域
 延長 一六一・〇四メートル
 面積 一、三六六・〇九平方メートル
 計画線



西多摩郡日の出町

大字大久野字肝要



別図

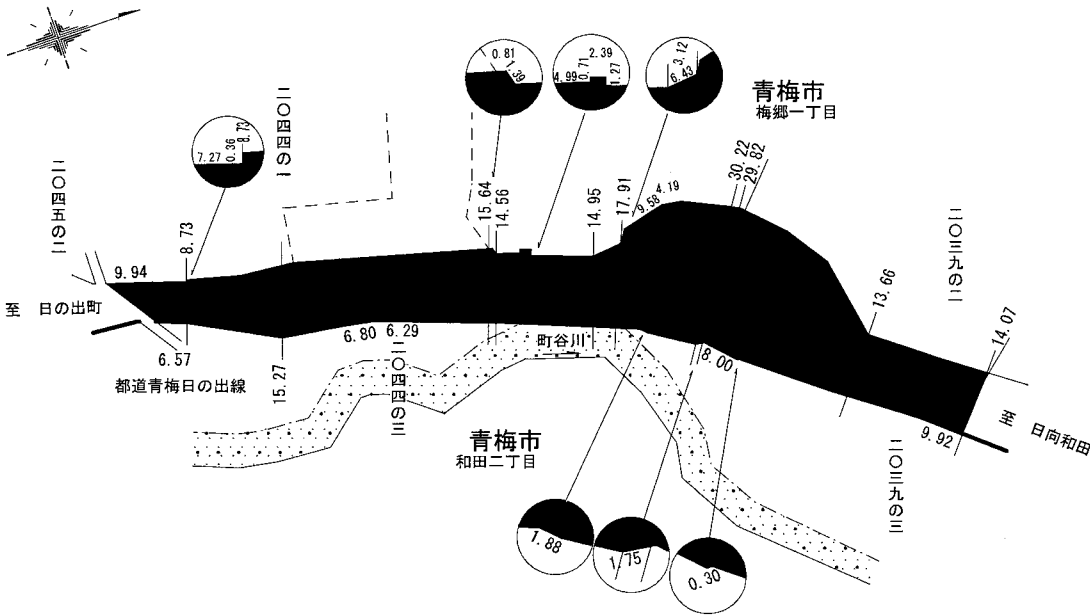
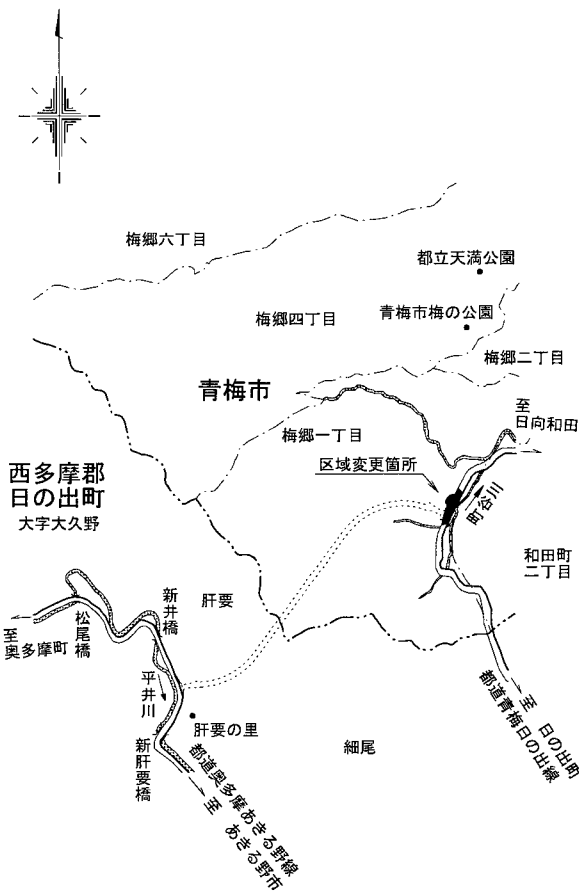
都道青梅日の出線区域変更略図
青梅市梅郷一丁目地内

●東京都告示第千六百五十四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十七年十一月十八日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年十一月十八日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 青梅日の出

二 変更の区間 青梅市梅郷一丁目二千三十九番三地先から同所二千四十五番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

編入区域 一八八・六八 メートル
延長 三、二八七・一六 平方メートル
都道
市町道
編入区域
計画線



●東京都告示第千六百五十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月十八日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧にする。
 平成二十七年十一月十八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 大久野青梅

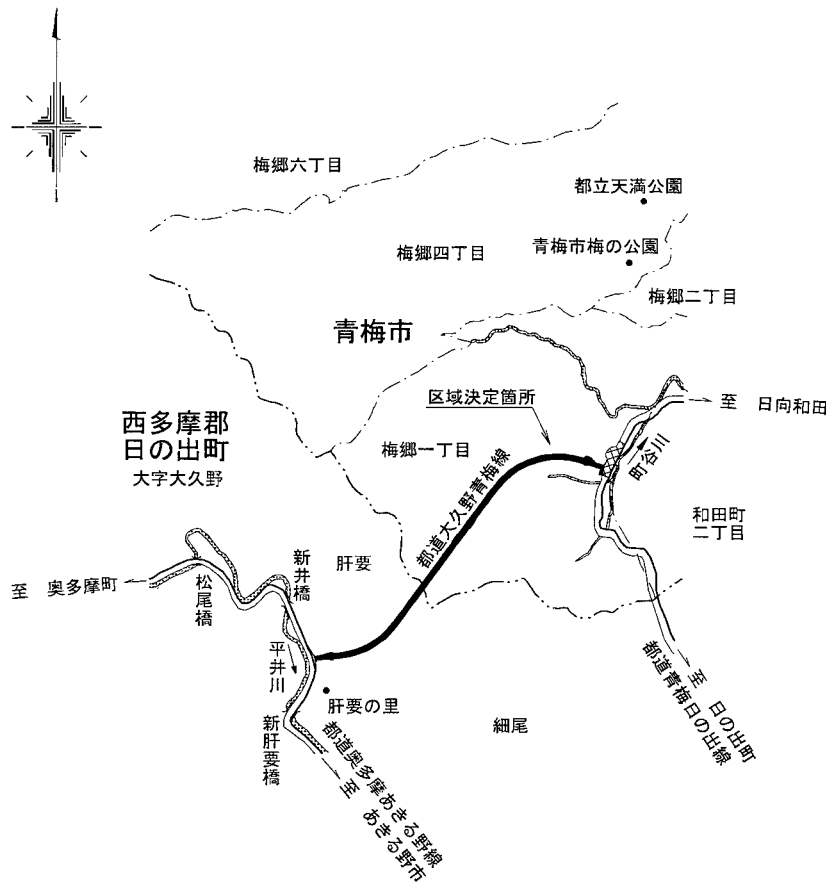
二 決定の区間 西多摩郡日の出町大字大久野字肝要四千七百五番一地内から青梅市梅郷一丁目二千三十九番一地先まで
 三 決定の概要 別図表示のとおり

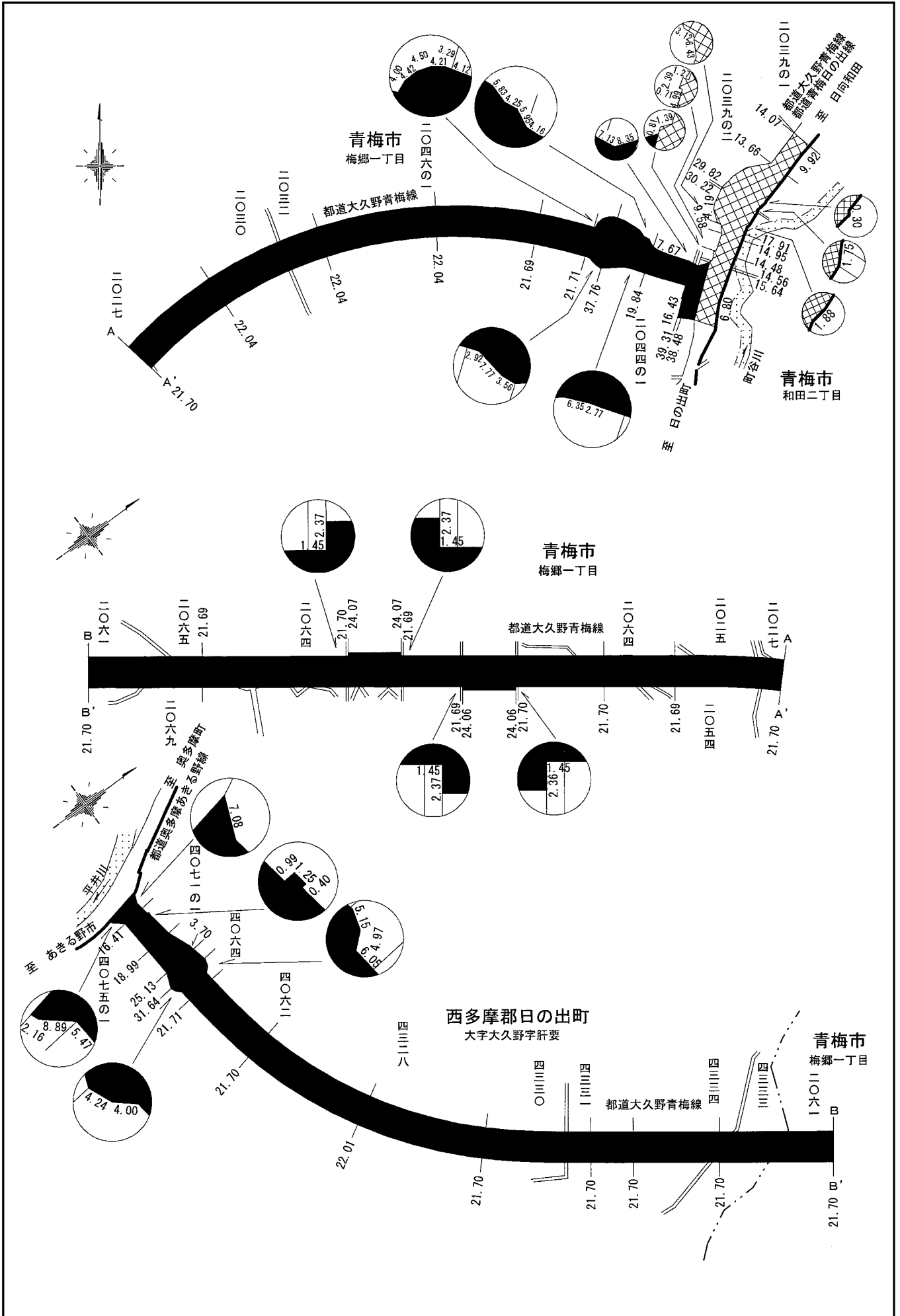
別 図

都道大久野青梅線区域決定略図

西多摩郡日の出町大字大久野字肝要
と青梅市梅郷一丁目

- 都道
 - 市 町 道
 - 編入区域（決定区域）
 - 延長 一、四六八・三八メートル
 - 面積 三二、五八七・四四 平方メートル
 - 重用編入区域（決定区域）
 - 延長 一一七・八〇メートル
 - 面積 二、八〇八・七三 平方メートル
- （都道青梅日の出線との重用編入）

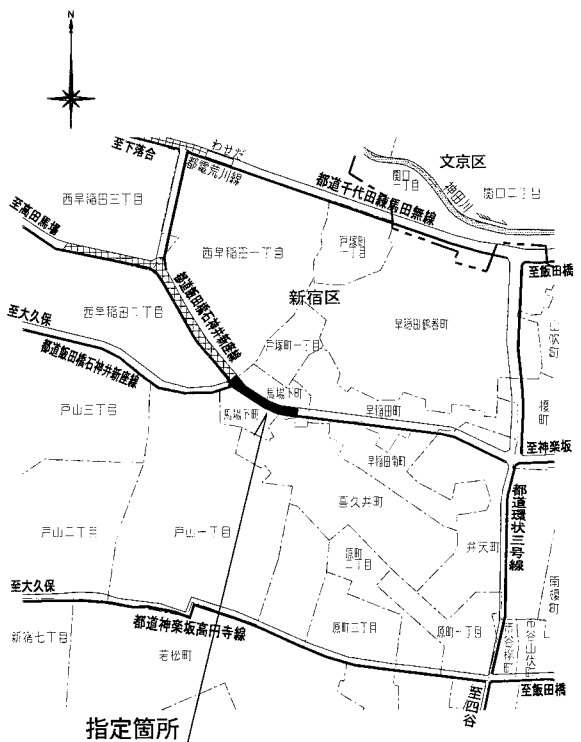
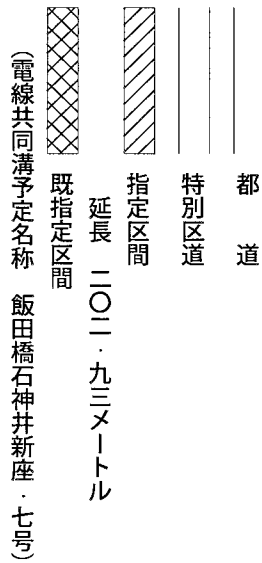




●東京都告示第千六百五十六号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

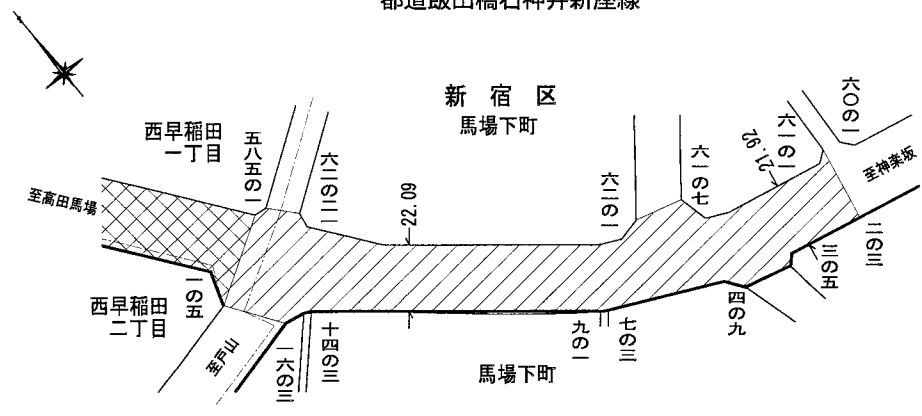
別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道飯田橋石神井新座線
 新宿区馬場下町〜西早稲田一丁目



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年十一月十八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名
 都道飯田橋石神井新座線

都道飯田橋石神井新座線



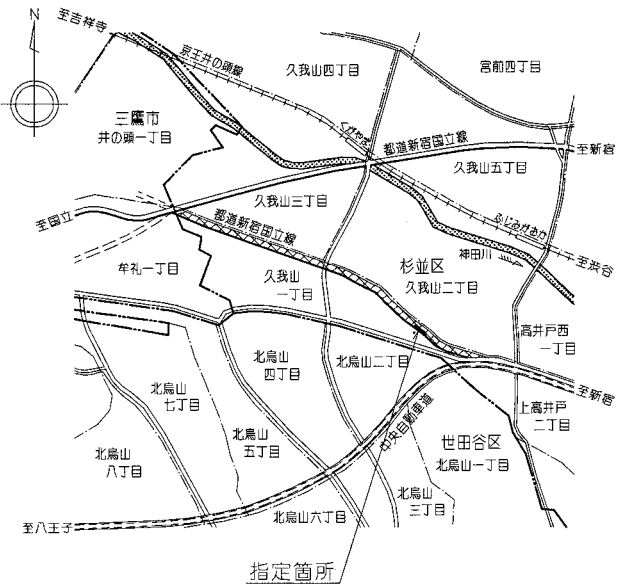
二 指定する区間
 新宿区馬場下町二番三地先から同区西早稲田一丁目五百八十五番一地先まで
 別図表示のとおり

三 指定の概要

●東京都告示第千六百五十七号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

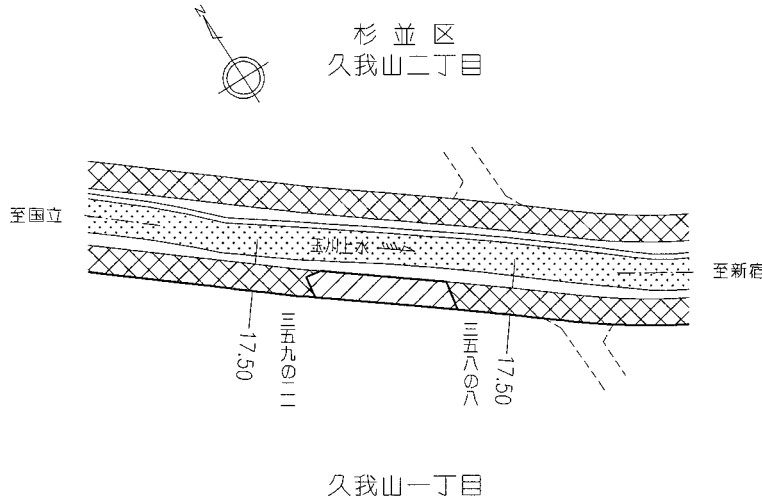
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道新宿国立線
 杉並区久我山一丁目地内



(電線共同溝予定名称 新宿国立・四号)

備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十七年十一月十八日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 都道新宿国立線



二 指定する区間
 杉並区久我山一丁目三百五十八番八地
 先から同区久我山一丁目三百五十九番
 二十一地先まで
 別図表示のとおり

三 指定の概要

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十七年十一月十八日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

氏 名 住所地

次の方々は、統計調査の実施に精励され特に優れた業績をあげられました。

秋山 恵子	目黒区
中瀬 美保	台東区
北原 好一	墨田区
小泉 美智子	江東区
河合 良江	世田谷区
柳瀬 千寿子	杉並区
小松 キクエ	中野区
前田 英子	練馬区
高島 柳子	杉並区
松島 千代子	千葉県市原市
佐藤 英子	北区
清水 俊一	北区
安藤 照享	荒川区
高野 玲子	板橋区
坪谷 サダ子	板橋区
中村 稔	足立区

鈴木 順子 葛飾区

佐伯 玉枝 江戸川区

重松 由紀子 西東京市

堤 直美 杉並区

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十七年十一月十八日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

氏 名 住所地

(福祉・医療・衛生功労者)

次の方々は、民生委員・児童委員として社会福祉と保健衛生の向上に尽力され特に優れた業績をあげられました。

和田 サワノ	文京区
水野 妙子	文京区
浅野 美智子	江東区
山河 保夫	渋谷区
岡戸 秀雄	北区
菅沼 昌代	北区
宮本 多加子	荒川区
佐藤 富子	練馬区
石田 芳子	練馬区
堂垣内 トモ子	三鷹市

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 後楽園ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 調布市調布ケ丘一丁目十八番一号
- 三 設置者名 ニビック株式会社
- 四 設置者住所 調布市調布ケ丘三丁目八番地一
- 五 変更前の小売業者 株式会社マルエツほか一名の氏名又は名称
- 六 変更後の小売業者 株式会社マルエツほか二名の氏名又は名称
- 七 変更日 平成二十六年四月一日
- 八 届出日 平成二十七年十月三十日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十七年十一月十八日から平成二十八年三月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例

十一 縦覧時間
 (平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十一月十八日

東京都知事 舛添 要一

- 一 店舗名 (仮称)京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業施設建築物
- 二 店舗所在地 中央区京橋二丁目二番二十七
- 三 設置者名 京橋二丁目西地区市街地再開発組合
- 四 意見
- ア 聴取者 中央区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成二十七年十一月六日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成二十七年十一月十八日から平成二十七年十二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

